

## 理 由 書

長期未着手の都市計画公園・緑地について、社会経済状況の変化を踏まえつつ、土地所有者等に対する不要な権利制限の解除及び透明性をもった選択と集中による効率的な公園整備を進めていくため、地域の特性と実情を踏まえながら、都市計画の変更を行う。

この方針に基づき、以下のように変更するものである。

高浜公園は山陽電鉄本線妻鹿駅の南西に位置し、昭和21年に都市計画決定された街区公園である。周辺に整備された他の都市公園により、当公園に求められる機能が充足していることから、都市計画を廃止する。

書写西公園はJR姫新線余部駅の北東に位置し、昭和42年に都市計画決定された街区公園である。今後とも当公園全域の完成が見込めないことや、周辺に整備された他の都市公園や当公園の既供用区域により、当公園に求められる機能が充足していることから、都市計画を廃止する。

甲山公園はJR播但線仁豊野駅の北東に位置し、昭和42年に都市計画決定された地区公園である。周辺に整備された他の都市公園や当公園の既供用区域により、当公園に求められる機能が充足していることから、都市計画を廃止する。

